

名古屋地方裁判所委員会（第37回）議事概要

- 1 日時 令和5年5月30日（火）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所 名古屋簡易裁判所民事調停部会議室（3階）
- 3 出席者

【委員】

井上新、宇野雄祐、大津知美、櫻井康司、佐々木聡史、高瀬喜照、竹内裕美、森島聡、山中一弘、横井尚美、吉枝道生、吉村典晃（五十音順、敬称略）

【説明者】

和田事務局長、飯村庶務課長、水野訟廷副管理官、澤柳主任書記官、大竹事件係長

【事務担当者】

伊藤名古屋簡裁司掌裁判官、沖本名古屋簡裁首席書記官、柴田民事次席書記官、鈴木事務局長、宮崎事務局長、中島総務課長、田中総務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会
- (2) 委員長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 前回（第36回）委員会以降の取組紹介

【説明者（和田事務局長）】

本日の議論に入る前に、前回のテーマである「裁判員制度について～若者の積極的な参加に向けて～」について、委員の皆様から御紹介いただいた事例や御意見を踏まえ、裁判所での具体的取組として活用させていただいた事例を報告させていただく。

まず、高校等に裁判官を派遣する広報企画「なごや出張裁判所」のアナウンス方法について、多くの学校から御依頼いただくために、公立高校の校長の集まりである「校長会」を通じた案内方法についての御紹介をいただいた。

この点については、総務課と刑事部の職員が校長会の役員会に伺い、役員
の皆さまに対し、企画を説明し、愛知県内の公立高校の校長に御案内いただ
けるようお願いした。また、その際配布するチラシを作成するに当たっては、
専門用語を使用せず、分かりやすい表現で、A4サイズ1枚にまとめた。

次に、若者に働きかけるためには、御家庭で裁判員裁判を話題にしていた
だくために、親に対する広報活動も重要であることについて御助言をいただ
いた。

この点については、PTAを対象とした機関紙である「高P連だより」に
寄稿させていただきたい旨を、教育委員会に依頼し、掲載に向けた準備をし
ているところである。また、親子で裁判員裁判を体験できる広報企画を8月
に実施する予定である。

(5) 協議テーマ「より利用しやすい簡易裁判所を目指して」に関する意見交換
意見交換の要旨は、別紙のとおり。

(6) 次回意見交換のテーマ

「裁判所の広報活動について」

(7) 次回開催日時

令和5年11月16日（木）午後1時30分

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員、●：委員長)

- 意見交換に先立ち、名古屋簡易裁判所の「民事受付センター」及び「調停部受付」窓口を写真で紹介しながら、従前の取組を説明するとともに、簡易裁判所の窓口において、相談者に対し職員がどのような説明を行うかのロールプレイを見てもらったが、裁判所の説明が分かりやすかったかどうか、あるいは、委員の皆様としては、簡易裁判所で採りうる手続を選ぶには、どのような説明を受ければ手続を選ぶために十分な情報が得られるのか等の感想をいただきたい。
- 裁判所は、公正中立の立場であることから、先ほどのロールプレイの説明の内容でやむを得ないのではないかと思う。気の荒い人などは、なかなか帰らなかつたり、うまくいかなかつたりすることもあるので、どの程度の説明を行えばいいのかについては、なかなか難しい問題であると思う。
- 相談者は、自分の抱えている案件が裁判手続においてどれくらいの費用と時間を費やせば、良い方向に向かうかということを知りたいのだと思う。その意味では、相談者に対するニーズを満たせていないのではないかと感じた。
- 今回、事前に「友人のAさんに貸した40万円が一向に返還されないため、簡易裁判所でどのような手続を採りますか」という事例をいただき、裁判所のリーフレットを見てどの手続を選択すべきかということを考えてが、結構難しいと思った。もし、私が相談者の立場だったら、どの手続を選択したら良いのか、答えを持って帰りたい。
- 委員の御指摘のとおり、相談者の真のニーズを満たせないところが、正に裁判所の難しいところであり、結局のところ、裁判所でどこまで説明できるのかという観点からすると、それぞれの裁判手続のメリット・デメリットを理解していただき、その上で当事者の方に必要な手続を選んでいただくという

ことが限界であると思われ、裁判所の公正中立性に配慮しながら、受付窓口の現場で分かりやすく説明することはなかなか難しいところであると常々感じている。

裁判所の立場を踏まえつつ、かつ、どこまで分かりやすい説明を来庁者にできるのかということを考えていきたい。

- マニュアルがあると画一的な回答しかできないし、ある意味正解のある形の回答しかできなくなってしまうので、相談者、あるいは相談内容に応じて、臨機応変に対応するのが一番望ましいと思うが、10人の相談者がいれば10通りの相談内容が生じると思うので、個別の事情を上手く聞き取りつつ、相談者自身に整理してもらい、どのようにしたいのかということを引き出していくことが難しいところでもあると思う。
- あまり相談者に肩入れするのも、裁判所の公正中立というところから離れてしまうので、相談者からある程度冷たく見えてもやむを得ないのだろうという意味では、ロールプレイでの説明は全体的にとっても分かりやすいと思う。ただ、「期日」という言葉については一般の人には馴染みがないので、何か他の言い方をした方が良いと感じた。
- なかなか難しい問題ではあると思うが、特定の人には自分のことを感情的に話すこともあり、また、その特定の人に有利な提案はできないと思うので、聞く側の技量も非常に大切だと思う。
- 弁護士に相談する方々は、御自身で選んだ手続が最後どうなるのかということに関心がある方が多い。「判決の効力」という部分がリーフレットにも記載されているが、「判決をもらったらどうなるのか」、「裁判所がお金を取ってくれるのか」、「もし払ってくれなかったら私はどうなるのか」といったことに関心が高いと思うので、そのあたりの説明があるとより良いのではないかと思う。また、「期日までにどれくらい時間がかかるか」、「何回くらい出頭するのか」といった質問も多く、ケースバイケースなので一律に

は言えないことも多いが、手続に要する時間的コストといったところを意識して説明すれば、相談者が最終的にどの手続を選択するかの判断の助けにもなるのではないかと思う。

- ロールプレイの中で、一般の相談者からしたら、分かりにくい言葉も多少あったのかもしれない。やはり裁判所に相談に来る人は困っている人が多いと思う。ロールプレイの中で法テラスを紹介していたが、司法書士会の無料法律相談であるとか、弁護士会がこんなことをやっているということをもう少し説明してもよいのではないかと感じた。

- 子供の立場に立った話ではあるが、相談者が未成年の場合、裁判所がリーフレットを示しながら説明をしても、相談者はリーフレットに書いてある法律用語を理解しないまま説明を聞くだけということになり、結局別の相談窓口を紹介されたんだなという理解で終わってしまうのではないかと感じた。

高校卒業後すぐに就職する子供たちもいるので、社会に出て、トラブルに巻き込まれる可能性も高く、そのような場合に、裁判所ではこのような手続があるのだということを学校教育でもっと分かりやすく伝えていくという手段が必要ではないかと改めて感じた。

- 様々な裁判手続の違いを、もう少し分かりやすく相談者に説明した方がよいのではないか。例えば借用書があるのであれば、この手続にはこういったメリットがある、こちらの手続ではこういったデメリットがあるといった違いを相談者に説明できればよいのではないかと思う。

また、裁判所は公正中立な立場である以上、相談者への説明内容にも限界があるということはよく分かるが、その意味が相談者に伝わらない場合があるのではないか。裁判所の立場を理解してもらうために、もう少し、かみ砕いた説明が必要なのではないかと感じた。また、裁判所から司法書士会や弁護士会を紹介しづらいのであれば、弁護士会等のパンフレットを渡すなどしてはどうか。

- 委員の御発言のとおり、裁判所は公正中立だという言葉をもって説明を尽くしたと思いがちであるが、相談者への伝わり方も含め、しっかりと考えなければいけないと思った次第である。

また、相談者への説明の中で、法律を知っているが故に、裁判所の職員が知らず知らずのうちに使っている言葉も、相談者からみれば、よく分からないまま説明が終わり、結局別の窓口で相談しに行かなければならないということもあり得ると思われる。

先ほどの窓口説明やロールプレイの中で、特に気になった言葉などはないか。

- 「法律相談」という言葉が、世の中で言う「相談」という意味であるなら良いが、訴訟等の仕組みを聞くことが「法律相談」と呼ばれることが気になる。
- 裁判所は手続案内を行う立場なので、「法律相談に関わることはできません」と相談者に説明しても、手続案内と法律相談の区別がそもそも相談者にとって分かりにくいのかもしれない。裁判所は何ができて、何ができないのかといったところを、相談者にもう少しかみ砕いて説明する必要があるのかもしれない。
- 名古屋簡易裁判所のホームページを見たが、裁判所の仕組みは解説されているが、何かを相談したい人が見た時に、サイト中のどのページを見れば良いか、非常に分かりにくいと感じた。相談者が実際に相談した時に「裁判所はここまでしか説明できません」ということを相談者があらかじめ分かっていたら、相談の仕方も少し違ってくるのではないか。
- 本日見ていただいたロールプレイは、裁判所に来ていただいた相談者に対し説明可能な範囲の内容であるが、相談する前の段階で、果たしてどこまで裁判所から必要な情報提供や案内ができるのかといった観点から、裁判所ホームページの分かりやすさ、分かりにくさといった部分について御意見をいただきたい。
- 「より利用しやすい簡易裁判所」といったテーマから考えた場合、ホームペ

ージでは、若者の視点に合わせて、もっと動画配信等で分かりやすく、まずは裁判手続に関する用語の説明をした後、先ほどのロールプレイで触れられていた説明をもっとドラマティックにやっていただくことがよいのではないか。また、IT化の観点からも、テレワークが行える時代になってきているので、裁判のスケジュールも、1か月や2か月先ではなく、もっと短期間でできるのではないかと感じた。その他、法テラスと裁判所をインターネットで繋いでみてはどうか。

- 手続案内等のため、ある程度ホームページの内容を詳しくするという要請があるのは理解できるが、一般の方には最初から最後まで読むことはかなり大変ではないかと思う。裁判所からの情報が簡潔にすぐ分かる内容と、ある程度詳しい内容と記載ぶりを分けることができるのであれば、その方がよいのではないかと思う。
- ホームページは、文字が多くて読みづらいと感じた。説明があってもよいとは思いますが、例えば「証拠の有無」などをクリックして進み、「あなたにはこのような裁判手続が可能」というようなフローチャートみたいなものがあれば、それを見た人は、具体的に自分はどの手続を選べばよいのかを十分に考えてもらえるのではないかと感じた。
- ホームページについては、色々な考え方があるが、裁判所のホームページは特段の工夫は必要ないのではないかと思う。例えば、友達にお金を貸したときにどうしたらよいかといったような事例は、弁護士事務所のホームページや動画配信等でいくらでも見る事が可能である。裁判所のホームページは住所や電話番号など必要最小限の情報だけ記載すればよいのではないか。
- ホームページには書式のひな形も掲載されてはいるが、全体的に文章量も多く、一般の方は読み切れないなという印象である。まずは、裁判の仕組み程度の説明や、「期日」・「判決」といった裁判用語の意味や、「裁判手続を理解するに当たって、まずはこれを見てください」という程度の記載がある

と、相談者が次に窓口に来た時に、ある程度知識のある状態で話ができるのではないかと思う。全体的に、もう少し一般向けのページがあってもよいのではないかと感じた。

● ある程度デジタル化やインターネットに慣れた世代は、手続案内を聞くために裁判所を訪れるということは基本的にないと思うが、一定の割合で、直接裁判所で話を聞きたいという人たちもいる。こういった人たちに対する裁判所の窓口へのアクセスや、庁舎周辺の案内が分かりやすいのかといった点についてどのように感じられたか御意見を伺いたい。

○ 庁舎の入口が分かりにくいと感じた。

○ サイン表示について、案内図という文字が小さいため、ここに案内図があるということが目に入ってこなかった。改めて見ると、丁寧に案内されているということが分かったが、これから高齢化が進む状況も考えると、何かを探すということ自体が難しくなる人も増えると思うので、サイン表示は、ぱっと見て目に入ってくるものであるべきと感じた。表示の在り方については、広告のプロみたいな人に意見を聞いてみるのも一つの方法ではないかと感じた。今後は、年配者の方にも目に留まる表示に変えていった方がよいのではないかと思う。

● 予算が関係することではあるが、御指摘のとおり、この庁舎はどのような事務を行っているのか、この手続のために来庁した人はどこに行けばよいのかということが一見して分かるようなサイン表示等を考えていくことが必要ではないかと感じた。

○ 先ほどの窓口説明でもあったように、リーフレットはこの場所に置いてあるという説明があった点や、手続案内のDVD上映モニターの前にソファが設置してあるといった点は良いと思うが、リーフレットや手続案内DVDが他の物に紛れて、来庁した人にとってすぐ分からないのではないかと感じた。また、ゆっくり落ち着いて手続案内DVDを見たいとか、集中して見たい人

にとってはなかなか落ち着けない状況でもあるので、衝立のようなものがあると落ち着いてDVDを見ることが出来るのではないかとの印象を持った。

- 本日は委員の皆様からこれまでの経験を踏まえての貴重な御意見をいただいた。いただいた御意見については、裁判所における事務改善に向け、参考にさせていただく。

以 上